9　ウズベキスタン共和国政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a)　借款が適正に、かつ、専ら計画のために使用されること及び軍事目的に使用されないことを確保すること。

(b)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正かつ効果的に維持され、及び使用されること並びに軍事目的に使用されず、及び他の融資の担保として使用されないことを確保すること。

(c)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びウズベキスタン共和国の一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。

10　ウズベキスタン共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対して次のものを提供する。

(a)　計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　計画に関連するその他の情報

11　両政府は、この了解から又はこの了解に関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及びウズベキスタン共和国政府に代わって前記の了解を確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千二十五年十二月十七日に東京で

ウズベキスタン共和国特命全権大使　平田健治

ウズベキスタン共和国
投資・産業・貿易大臣
クドラートフ・ラジズ・シャフカトヴィッチ閣下

（ウズベキスタン側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、ウズベキスタン共和国政府に代わって前記の了解を確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千二十五年十二月十七日に東京で

ウズベキスタン共和国
投資・産業・貿易大臣
クドラートフ・ラジズ・シャフカトヴィッチ

ウズベキスタン共和国駐在
日本国特命全権大使　平田健治閣下

○農林水産省告示第五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年一月二十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　島根県邑智郡邑南町阿須那二二九七・二二九九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び邑南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○防衛省告示第十号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年一月二十一日

防衛大臣臨時代理
国務大臣　赤間　二郎

日時　令和八年二月二日から同月六日（予備、同月九日から同月十六日）までの間、毎日〇八〇〇から一七〇〇まで

区域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

(ア)　北緯三二度二〇分一二秒

(イ)　北緯三一度四七分一二秒

(ウ)　東経一二八度四五分五二秒

(エ)　東経一二九度〇九分五二秒

実施艦　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。

三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第十一号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年一月二十一日

防衛大臣臨時代理
国務大臣　赤間　二郎

日時　令和八年二月一日（予備、同月二日から同月十五日）の〇六〇〇から一九〇〇まで

区域　津軽海峡東方の北緯四一度二〇分一〇秒、東経一四二度二九分四七秒の地点を中心とする半径十五海里の円内の海面及びその上空で海面から高度三、〇四八メートル以下までの間

実施艦　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。

三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第十二号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年一月二十一日

防衛大臣臨時代理
国務大臣　赤間　二郎

日時　令和八年二月一日（予備、同月二日から同月十五日）の〇六〇〇から一九〇〇まで

区域　津軽海峡西方の北緯四〇度五五分〇九秒、東経一三九度〇四分四八秒の地点を中心とする半径十海里の円内の海面及びその上空で海面から高度三、〇四八メートル以下までの間

実施艦　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。

三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第十三号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年一月二十一日

防衛大臣臨時代理
国務大臣　赤間　二郎

日時　令和八年二月一日、同月三日及び同月四日（予備、同月二日及び同月五日から同月八日）の毎日〇七〇〇から一九〇〇まで

区域　若狭湾北方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(エ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

(ア)　北緯三七度〇〇分一一秒
東経一三四度五九分五〇秒

(イ)　北緯三七度二二分一一秒
東経一三五度三九分四九秒

(ウ)　北緯三七度〇二分一一秒
東経一三五度三九分四九秒

(エ)　北緯三六度四〇分一一秒
東経一三四度五九分五〇秒

実施艦　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第十四号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年一月二十一日

防衛大臣臨時代理
国務大臣　赤間　二郎

日時　令和八年二月一日（予備、同月二日から同月十五日）の〇六〇〇から一九〇〇まで